

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年11月19日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500271 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500047 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成31年3月31日は10万円、令和2年3月31日は15万円、令和3年3月31日は20万円、令和4年3月31日は10万円に訂正することが必要である。

平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年3月31日  
② 令和2年3月31日  
③ 令和3年3月31日  
④ 令和4年3月31日

各請求期間に支給された賞与については、事業主が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。各請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿、賞与支払明細書及び賃金台帳により、請求者は請求期間①に10万円、請求期間②に15万円、請求期間③に20万円、請求期間④に10万円の賞与が支給され、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び

令和4年3月31日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年4月3日受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500272 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第 2500048 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成31年3月31日は10万円、令和2年3月31日は15万円、令和3年3月31日は20万円に訂正することが必要である。

平成31年3月31日、令和2年3月31日及び令和3年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成31年3月31日、令和2年3月31日及び令和3年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成31年3月31日  
② 令和2年3月31日  
③ 令和3年3月31日

各請求期間に支給された賞与については、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該期間に係る届出を行ったため、保険給付の対象とならない記録とされている。各請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除していたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された給与所得に対する源泉徴収簿、賞与支払明細書及び賃金台帳により、請求者は請求期間①に10万円、請求期間②に15万円、請求期間③に20万円の賞与が支給され、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の平成31年3月31日、令和2年3月31日及び令和3年3月31日の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（令和7年4月3日受付）に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係

る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第 2500200 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（国）第 2500019 号

## 第1 結論

昭和 44 年 \* 月から昭和 48 年 4 月までの請求期間及び昭和 52 年 10 月から昭和 57 年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 24 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 44 年 \* 月から昭和 48 年 4 月まで  
② 昭和 52 年 10 月から昭和 57 年 11 月まで

請求期間①においては A 市に居住し、アルバイトとして勤務していた幼稚園の給与から国民年金保険料を控除されていた。請求期間②においては B 市（現在は、C 市）に居住し、保険料を納付していた。各請求期間について保険料を納付していた期間として記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、当該期間に A 市に居住し、勤務していた幼稚園の給与から国民年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、請求期間①当時、国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われ、被保険者資格を取得するものとされていたところ、国民年金の加入手続を行った者の氏名等が記載されている国民年金手帳記号番号払出簿（以下「払出簿」という。）及び B 市の国民年金被保険者名簿により、請求者の国民年金番号（＊。現在は、基礎年金番号に統合済み。）は請求期間①より後の昭和 51 年 5 月 13 日に払い出されていること及び請求者は同年 4 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この頃に請求者の国民年金加入手続が行われたと推認できることから、請求期間①において請求者は国民年金に加入していなかったものと認められ、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

したがって、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を納付するためには、請求者に上記国民年金番号とは別の番号が払い出されている必要があることから、払出簿によ

り、請求者が居住していたとするA市で当該期間に国民年金番号が払い出された被保険者を確認したが、請求者の氏名は見当たらない上、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより、旧姓及び類似の氏名を含む氏名検索を行ったが、請求者に前述の国民年金番号とは別の番号が払い出された形跡はない。

また、請求者は、請求期間①に係る国民年金の加入手続について具体的な記憶はなく、国民年金保険料については、当該期間に勤務していた幼稚園が納付していた旨主張しているところ、現在、請求者が記憶する名称の幼稚園は確認できないことから、請求者の陳述に基づき、該当する可能性のある複数の幼稚園に照会を行ったが、いずれの幼稚園も請求者の勤務実態、給与からの国民年金保険料の控除及び保険料の納付については不明と回答しており、当時の状況について確認することができない。

さらに、A市は、請求者に係る国民年金の記録は確認できないと回答しており、ほかに請求者又は幼稚園が請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 請求期間②について、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、昭和51年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得した後、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、国民年金の被保険者資格を喪失しているため、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料を納付するためには、当該期間において国民年金に再び加入する必要がある。

一方、請求期間②において請求者の夫は厚生年金保険の被保険者であり、当時の国民年金法附則第6条第1項において、厚生年金保険被保険者の配偶者は、都道府県知事に国民年金に加入する申出を行うことにより被保険者資格を取得（以下「任意加入」という。）することができる旨規定されており、請求者は当該期間において国民年金に任意加入することができる。

しかしながら、上記国民年金被保険者名簿によると、請求者は請求期間②より後の昭和57年12月17日に国民年金に任意加入しており、当時の国民年金法附則第6条第2項において任意加入被保険者はその申出をした日に被保険者の資格を取得する旨規定され、制度上、国民年金の任意加入手続を行った月より前に遡って国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、請求者は、請求期間②において国民年金に加入していないかったものと認められ、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳においても請求期間②に国民年金保険料が納付された記録はない上、払出簿により、当該期間にB市で国民年金番号が払い出された被保険者の氏名を確認したが、請求者の氏名はなく、上記の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳における国民年金番号（＊）とは別の番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者は、請求期間②に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶はない上、C市は、上記国民年金被保険者名簿以外に請求者に係る国民年金の記録が確認できる資料はない旨回答しており、ほかに請求者が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。